

配置計画

区 分	概要・留意事項
<p style="text-align: center;">保 育 園</p>	<p style="text-align: center;">敷地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎による隣接民家等への日照・採光・通風・騒音・視線によるプライバシー干渉等の各種影響および隣接民家等による園舎への各種影響を最小限に抑えること。 ・園児の安全を十分に確保できるような園舎および外構施設の配置とすること。 ・隣接民家等への騒音や視線によるプライバシー干渉等各種影響を考慮するとともに、周辺景観と調和した外構施設の配置とすること。 ・登園および降園時等における園児の動線については、送迎用車両等の動線や周辺の通過交通への配慮など安全性の確保に十分配慮すること。 ・園児の動線への影響を最小限に抑えるため、調理室への食材搬入およびゴミ捨て等の動線を独立して確保すること。 ・園舎の諸室計画を満足するとともに、園児が園庭に出る時間帯（午前9時30分から午前11時30分頃まで）の日当たりに配慮したうえで可能な限り広い地上園庭を設けること。園庭の面積基準等の詳細については、別紙「外構施設計画」を参照すること。 ・保育園の出入り口へのスムーズな動線の確保に配慮しつつ、送迎用の駐輪スペースを設けること。駐輪台数等の詳細については、別紙「外構施設計画」を参照すること。 ・送迎時等における周辺の交通混雑の緩和を図るため、登園および降園時等の園児の安全性の確保に配慮したうえで敷地内に送迎用スペースを設置すること。なお、詳細については、別紙「外構施設計画」を参照すること。 <p style="text-align: center;">園舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎は2階建てとすること。 ・保育室については、近隣住宅等への騒音や視線によるプライバシー干渉等に配慮したうえで、良好な日照・採光・通風を確保できる配置とすること。 ・各保育室と玄関、職員室、調理室、園庭等とのスムーズな動線を確保すること。 ・職員室については、防犯および事故防止の観点から、玄関ホール、園庭、保育室、子育て支援室等広く施設内の様子を見渡すことが可能な配置とすること。
<p style="text-align: center;">公 園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路からの見通しを確保し、誰もが安全に利用できるような配置とすること。 ・日常的な地域の憩いの場であることはもとより、地域の夏祭りや自治会等の各種団体におけるイベント利用および保育園での運動会等の各種行事における多様な利活用が期待できる敷地の形状および配置とすること。 ・隣接民家等への日照・採光・通風・騒音・視線によるプライバシー干渉等の各種影響を最小限に抑えるよう遊具・樹木等を配置すること。配置や樹種・製品の選定にあたっては、周辺景観との調和や死角を最小限に抑えるよう配慮すること。 ・公園敷地の南西側進入路には防火水槽が埋設されているため、防火水槽を使用する際に支障のないような敷地の配置および整備を行うこと。 ・維持管理のための車両が出入り可能な進入口を2箇所以上設けること。
<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園と公園の隣地境界は、フェンス等の設置により明確に設定したうえで周囲からの見通しを確保すること。 ・保育園の園庭と公園については可能な限り隣接していることが望ましく、その場合、隣接部には可動式の柵や十分な広さの出入り口を1箇所設置したうえで、園庭と公園の一体利用を図ることが可能な状態とすること。